

事業計画

平成 31 年度

社会福祉法人 あすなろ会

障害者支援施設 埼福泉療護園

埼福泉療護園 在宅部

地域密着型特別養護老人ホーム ウエルフオントヒのき

西第 2 地域包括支援センター

社会福祉法人 あすなろ会

1. 法人理念

人は皆人間として生きることの大切さを求める中で、たとえどんな障壁があったとしても社会の一員であるというノーマライゼーションの理念を踏まえ、誰もが生きていて良かったと実感できるよう、より良い環境を共につくることを目指す。

2. 法人基本方針

1) 利用者に対する基本方針

利用者ニーズの多様化・高度化に応えていくために、サービス提供のさらなる充実を図り、顧客満足度を高め、利用者が「幸せ」、「安らぎ」、「希望」、「生き甲斐」を感じられるサービスを目指す。

2) 法人・職員に対する基本方針

利用者本位のサービス提供にあたり、福祉人として社会情勢や福祉に対する自己研鑽に努め、自分の仕事に誇りと使命感、そして奉仕的精神を持つことにより、利用者の喜びを自己の喜びとし、常に成長志向を持ち続ける。

3) 地域に対する基本方針

「福祉の相談は『療護園』に任せれば安心」と言ってもらえる法人を目指す。

3. 概要

トランプ政権発足以来、米国は自国に利益優先と見受けられる施策が進み、国際情勢においては、米国と中国が貿易紛争を始め、大国の覇権争いとなっている。欧州でも右翼政党の勢力が拡大し、EU（欧州連合）の基盤を揺るがしかねない状況がある。米国の同盟国である一方、中国とも地勢的にも経済的にも関係が深い我が国は、自国の立ち位置や両国の仲介役等複雑な舵取りが要求される。国内では、現行政権が在職日数戦後歴代2位の長期で、森友・加計問題、官庁の統計不正問題等の綻びはあるが、与党を脅かすような勢力は見当たらない。アベノミクスによる経済効果は一定あるとしても公租公課の増加、物価上昇により可処分所得は一向に増えず、景気回復の実感はないままである。人口減少する我が国において、来年の東京五輪、2025年の大阪・関西万博を両輪に経済効果を期待する一方、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）のように誰一人として取り残されない社会づくりを手掛けていかなければならぬ。昨年は、介護・障害福祉サービス等報酬、診療報酬の同時改正があった。単価改正の影響は小さかったが、高齢施策では、地域包括ケアシステムの推進と自立支援・重度化防止が鮮明に打ち出され、ニーズも多い。当法人でも手掛けた介護予防・日常生活支援総合事業に沿ったリハビリディは一定のご利用を頂いているがまだまだご希望に添える体制を整える必要がある。そして、全体の問題は一にも二にも人材不足である。他業種でも人手不足であり、有能な人材確保は至難の業である。人材不足ばかりが原因では無いかも知れないが、虐待や介護事故も散見される状況があり、他山の石として当法人でも対応していくなければならない。また、昨年は非常に災害の多い年で本地域に多くの台風被害をもたらしその爪痕は未だ残っている。幸い、当施設への影響は大きくはなかったがこれを教訓により一層の防災・減災へも取り組んでいく必要がある。

I. 障害者支援施設 堺福泉療護園

施設入所支援・生活介護（入所型）・短期入所

1. 基本方針

- 1) 最も援助を必要とする利用者に対しての支援体制を確立する。
- 2) 個別支援計画書をもとに、利用者一人ひとりの意思を尊重し、ニーズに応えられる生活の場をつくる。
- 3) 職員一人ひとりが自らを成長させ、積極的に行動するとともに、新しい時代に見合った感覚を養う。
 - ・ 長所を最大限に發揮する（自己覚知）
 - ・ チームの一員である自覚を持つ（役割意識・責任意識）

2. 取り組み

【最重度な利用者への支援】

施設利用者と在宅利用者の選別が明確化される中、最重度な利用者、医療的ケアを必要とされる利用者について、安心して施設で長く暮らせる様に看護部との連携を深め、また、介護職についても研修会・勉強会を通じて、専門知識を学び、技術を向上し、身体的にも心理的にも支援する。

【自主性・主体性の尊重、日中活動の充実】

利用者個々人の生活を重視し、一人ひとりがその人らしく、主体的に生きられるよう支援し、それに応じたサービス等利用計画を作成する。利用者とのコミュニケーションを密にしながら自主性を引き出し、利用者の希望や意見を、行事をはじめとする施設運営に反映させる。

【 人権を意識した接遇、マナーの向上 】

利用者の気持ちや考え方を理解するべく努力し、利用者と職員との人間関係の中から最適な接し方を出来るよう常に意識する。また、職員間でも意識し合える環境を作っていく。

【 環境整備・衛生管理 】

「整理・整頓・清掃・清潔・躾」の 5S を徹底し、環境美化に努めると共に、災害防止（地震・火災等の対策）に力を入れ、安全で快適な生活空間を造る。

【 食の充実 】

利用者の嗜好や健康状態を十分に考慮しながら、行事食など季節感のある食を提供する。また、利用者とのコミュニケーションを図りながら、利用者の希望や意見を最大限尊重できる食事を提供していく。

【 人材育成 】

「感謝、謙虚、共感」を基本とした豊かな人間性を備えた職員育成を目指し、OJT、外部・内部研修を通じて、職員の自己研鑽を図る。また、施設・組織運営への理解を深め、事業の継続性を意識しながら職務に当たれるよう人材教育を行う。

【 地域福祉の拠点づくり 】

地域での自立した生活を確立しようとがんばっている利用者の多様なニーズに応えられるよう市区町村等関係行政機関と連携を図り、福祉サービスの拠点として必要とされる事業所を目指す。また、必要とされる事業所として、利用者の増加を図る。

3. 各部署取り組み

【サービス管理責任者】

利用者の様々なニーズに、「より迅速に」、「より柔軟に」、「より専門的に」対応できるよう努め、利用者の生活の質を高めると共に、住みよい居住環境の工夫を提案し、個々のニーズに対応できるよう日中活動をはじめとする支援内容の充実を図る。

サービス管理責任者の専門性を充分に生かし、支援を必要とする様々な障害のある利用者への個別支援を展開していくと共に、更なる専門性の向上に努める。また、サービスを提供する全職員に対し、技術指導や助言、研修会や勉強会等を開催し、職員の資質向上を図る。また入所者、利用者の権利擁護の観点から、障害者虐待防止法や障害者差別解消法、その他関係法令を職員へ理解・周知徹底に努める。

① 利用者個々の希望や思いを聴き取り、そのニーズに適った個別支援計画の作成とそのサービスプロセス管理を行う

- ・ 利用者の思いを聴き取り、ニーズを掴み、支援の方向性を見立てる
- ・ ニーズに基づく個別支援計画の作成に向け手立てする
- ・ 利用者のニーズと地域資源・組織・スタッフを適切に繋ぎ調整する
- ・ 個別支援計画に基づくサービスの提供と評価・サービスの質を管理する
- ・ 提供されているサービスについて定期的に聴き取りを行う
- ・ 職員との連絡や調整、ケア会議の運営とサービスの評価を行う
- ・ 必要に応じた個別支援計画の見直し、変更、改善を行う

② 職員に対する技術指導、助言、研修会の開催などにより、職員の質の向上を図る

- ・ 全体研修会を企画し、サービス提供職員の資質の向上に努める
- ・ 職員間の連絡、連携体制を強化する為、業務の調整にあたり、事業所としての力を高める

③ 施設利用者の安全を第一に考え、より安心した施設生活が送れるよう、設備の管理や点検整備を行う。

- ・ 防災・防火に対する啓発と災害訓練を企画、実施する
- ・ 施設設備の点検、修理、改善にあたる

④ 利用者の計画相談支援に関する補助業務

- ・ 相談支援事業所と連携し、相談支援専門員へ利用者のサービス等利用計画作成やモニ

タリング、再アセスメントなどに関する情報提供を行う

【 フロアマネージャー・生活支援員 】

利用者個々のニーズに応じた適切な支援を効率的に行い、介護の専門職としての役割を明確にし、安心と信頼を得られるよう資質向上に努め、日常生活の充実とフロアの強化を図る。

① 最重度な利用者への支援

重度化する利用者や継続した医療ケアを必要とする利用者に対し、家庭のような安らぎと病院のような安心感をもって頂けるよう介護、医療と看護のチームワークを図り、利用者の身体面と心理面の両面から支援する。

② 日中活動への支援

日中活動の充実や季節行事の中で日常生活の活性化を図る。

③ 個別支援計画の作成と利用者本位のサービスの提供

- ・ 個別支援計画の作成に関する情報収集
- ・ 個別支援計画に沿ったケアの実現
- ・ サービス担当者会議の定期的な実施と評価

④ 人材育成

外部、内部研修などを通じて、各職員に必要な知識、技術を獲得し、改めてサービス・マナーの向上に努め、利用者と共に課題に取り組み「心地よい介護」を提供できるよう介護職としての資質向上を図る。

⑤ 利用者の計画相談支援に関する補助業務

- ・ サービス管理責任者と連携し計画相談支援に関する情報提供を行う

【 医師・理学療法士・看護師 】

利用者の高齢化に伴い、高齢、障害、精神、各方面からの心身機能状況の把握に努め、その変化に応じた支援を行うことによって最重度な利用者の支援も含め個々のニーズにあった、安心のできる医療サービスを提供する。

① 疾病に対する適切な治療及び感染予防

ミーティングの内容、各利用者の様々な訴えを傾聴し、多面的な観察を行い、異常の早

期発見に努め、提携病院、医師、理学療法士、看護師、介護部との連携を取り、最も適切な援助を行う。

- ・訴えに傾聴。心身両面への支援
- ・バイタルサイン、排泄、食事、睡眠状態の把握とコントロール
- ・定期採血、心電図実施による異常の早期発見
- ・感染予防に対する取り組み
- ・予防接種の実施
- ・二次障害の予防
- ・残存機能の保持
- ・リハビリテーション実施計画書の作成（3ヶ月に1回）
- ・身体的機能訓練の実施（週1回）

② 医療的ケアを終日必要とする重度障害者への支援体制の強化

- ・医療スタッフの対応時間の拡大
- ・関係家族への情報の提供（原疾患及び現状況を説明し理解を得る）

③ 職員の健康管理

- ・年1回の健康診断の実施（夜勤職員へは年2回）
- ・ワクチンの接種

④ 変化する福祉サービスに対応できる介護、看護力の強化と他職種、他機関との連携

- ・定期的な学習会（救急蘇生法、感染予防講習会含む）の実施と現場での啓発
- ・喀痰吸引等の業務を安全且つ適正に実施するために、資格を有する生活支援員に対し、指導、助言を行い、必要であれば再度研修を行う
- ・個別支援計画作成や各職場活動に積極的に参加し協調をはかる
- ・他職種と協力し、利用者を支援する体制を強化する

【 管理栄養士・調理員 】

食中毒予防三原則「清潔・迅速・温度管理」の徹底に努め、利用者を顧客としてとらえ、C.S（顧客満足度）の充実を図る。また、調理技術の向上に努め、利用者から喜んでもらえる食事を提供する。

① アットホーム食の確立

- ・旬の食材を中心に、季節感のある料理を提供する。
- ・「味覚」だけでなく「香り」や「歯ごたえ」、「盛り付け」など自然に「五感」を感じられる調理を目指す。
- ・食事環境の美化に心がける。
- ・選択メニュー食や行事食、日本全国や各国特有のメニュー等の特別メニューを充実させ、変化に富んだ食事を提供する。
- ・温冷配膳車の機能を十分に活用した献立の作成を目指し、適温適食に努める。

② 身体機能の変化や栄養バランスを考慮したうえで、個々のニーズや嗜好に合わせた食事を提供する。

- ・病中、病後食や治療食等についても積極的に取り組み、日々の健康状態や障害の程度に応じた個別形態で提供する。
- ・食事時の巡回を実施することで、残食の状態、利用者の希望や訴えに傾聴し、食に対する個々のニーズ把握に努める。
- ・他部署との連携を深め意見交換を行う事で、利用者の変化に迅速にかつ効率的に対応し、より最適な食生活・栄養支援を提供できるよう努める。
- ・ソフト食の実施により、咀嚼・嚥下が困難な利用者にもより一層安全で美味しい食事の提供をめざす。

③ 栄養に関する情報提供

- ・食生活において改善が必要な方に対し、栄養に関する情報をより多く提供し、本人の同意のもとに改善できるよう努める。
- ・利用者とのコミュニケーションを図り、情報収集に努める。

④ 調理技術の向上（調理技術の平均化）

- ・基本的な煮る・炒める・揚げる等の調理手順をマニュアル化することで一定化を図り、味の平均化に努める。
- ・正職員、パートの隔たりなく、業務の担当を明確にし、責任を持って、調理知識・技術の習得に努め、調理技術の向上に努める。

⑤ 報告・連絡・相談の徹底と情報の共有化

- ・給食業務委託会社との連絡を密に行い、クレームおよび危機的状況を未然に防ぐよう努める。

- ・利用者や給食業務委託会社も含めた給食会議を設け、現状把握・改善事項の早期対応に努める。
- ・看護師や生活支援員が参加する栄養療養食委員会で利用者の健康状態にあわせた栄養管理ができるよう努める。

【 営繕・警備 】

施設設備の保守・点検や利用者に関わる備品の修繕など、利用者の安全で安心の置ける生活を提供すると共に、夜間帯における警備、特に緊急時の関係機関（消防署など）や職員への連絡調整業務を行う。

- ① 施設設備に関する保守・点検・修繕業務
- ② 夜間帯の巡回・警備業務
- ③ 夜間帯の電話対応・緊急対応業務

4. 業務分担

【施設長】

- ① 理事機関に対し業務の全般的執行、情報伝達、意見伝達、意見具申、助言、立案、調整
- ② 支援方針の決定、執行
- ③ 人事管理
 - ・職員の採用・退職と職員の配置、職員の服務の正常化と規律の保持、職員研修計画、職員の福利厚生の実施
- ④ 労務管理
 - ・職員の労働条件改善計画の実施、業務改善、職員の健康管理
- ⑤ 財務管理
 - ・会計管理（予算の立案、執行、決算の編成報告、現金預貯金管理）、建物・物品管理
- ⑥ 一般庶務
 - ・各部署の日誌の点検、公印管理
- ⑦ 施設管理
 - ・園舎、園庭の管理
- ⑧ 会議管理
 - ・職員会議、入居者会議、委員会、ケア会議などの業務会議の管理
- ⑨ 渉外管理
 - ・関係官公署との連絡、関係団体との連絡、地域自治会との連携
- ⑩ 情報管理
 - ・情報の収集と整理・伝達
- ⑪ 指導管理
 - ・スーパービジョン、ケア会議、退所世帯との連絡、ボランティア・実習生・施設見学などの受け入れ時の指導、指導計画、行事計画などの策定
- ⑫ 年間事業計画の策定及び実行並びに業務報告
- ⑬ 保健衛生管理
 - ・年間健康管理計画の策定、環境衛生管理など
- ⑭ 公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存

【 事務員 】

- ① 面会者の受付、案内および連絡
- ② 経理、その他庶務事務
- ③ 利用者の預かり金管理
- ④ 利用者の外出・泊に関する事務処理
- ⑤ 居宅サービス、施設サービス等の利用料の徴収
- ⑥ 施設設備品・消耗品の受発注等の管理
- ⑦ 診療所医療請求に関する事務
- ⑧ 入所者、短期入所者等、施設利用者の利用請求に関する事務処理

【 サービス管理責任者 】

- ① 個別支援計画の作成及びサービスプロセス管理
 - ・ 利用者の個別支援計画の作成
 - ・ モニタリングの実施及びケア会議の開催
 - ・ 利用者への再アセスメントと個別支援計画の再プランニング
 - ・ 個別支援計画におけるリハビリテーションマネジメントの実施
- ② 関係職員及び関係機関、関係者との連絡調整
 - ・ サービス提供に関する関係職員との事前協議および意見調整
 - ・ 他職種との連携・連絡調整
 - ・ 利用者家族や行政機関、その他関係機関との連絡、調整
 - ・ 全体研修会、その他施設内の勉強会や研修などに関する連絡、調整
- ③ 生活相談及び情報提供
 - ・ 利用者に対する生活相談
 - ・ 余暇の活動計画の相談、支援、助言
 - ・ 教養向上の為の支援計画の樹立、実施
 - ・ 利用者の相互間及び職員との融和、調整
 - ・ 補装具、自助具、介護用品の相談、および購入に関する諸事項
- ④ 施設入退所に關わる調整、手続き等
- ⑤ 新規短期入所利用者の契約事務に關する事

- ・ 短期入所利用者との面接および短期入所個別支援計画の作成
 - ・ 短期入所利用者が関係する各機関との連絡調整
- ⑥ 防災・防火に対する計画と対策の実施
- ・ 防災訓練及び消防訓練の実施と、災害対策の啓蒙
 - ・ 防火管理に係わる対策と防火予防の実施
- ⑦ 施設訪問・見学者、ボランティア等の受け入れと調整
- ⑧ 実習生の受け入れに関する各種学校との調整
- ⑨ 施設入所利用者及び短期入所利用者の請求に関する事務処理
- ⑩ その他
- ・ 利用者との面談、相談業務
 - ・ 日誌の記録と報告、ケース記録の記入
 - ・ 利用者の入退院に係わる諸手続き
 - ・ 病院受診に係わる送迎・付き添い受診等
 - ・ 施設内設備の保守点検、及び簡易な修理
- ⑪ 施設入所者の計画相談支援に関すること
- ・ 施設入所者が利用する相談支援事業所との連絡調整、情報提供

【 フロアマネージャー 】

- ① 介護業務の掌握と生活支援員の統制
- ② 生活支援員の勤務管理と調整
- ③ 各業務担当における活動の管理
- ④ 生活支援員の技術的指導とスキルアップ
- ⑤ 新人職員への教育と業務調整
- ⑥ 実習生の受け入れ調整、現場指導、実務教育
- ⑦ 各職種間との連携と調整
- ⑧ 各フロアの備品管理
- ⑨ 各会議録や記録物等の点検と確認
- ⑩ 日中活動における相談、助言、支援
- ⑪ リハビリテーション計画書の作成に関する調整等

【生活支援員】

① 個別支援計画の作成補助とニーズの把握

② 日中生活動作の支援

- ・ 寝具の管理（取り替え、日光消毒）
- ・ 衣類の着脱、洗濯、補修、管理
- ・ 食事介助、食堂準備、配膳、後片付け、誘導
- ・ 間食、嗜好品に関する管理、介助
- ・ 身体の清潔に関する援助（入浴介助、着脱介助、浴室準備、誘導、後片付け、モーニングケア、ナイトケア、清拭、義歯の手入れ、整容）
- ・ 排泄に関する援助（オムツ交換、トイレ介助、尿捨て）
- ・ 趣味、余暇、外出に関わる準備、介助
- ・ リハビリテーション実施計画に基づいた生活リハビリテーションの実施

③ 各利用者への金品受け渡しに関する立会い等

④ 生活相談に関する援助

- ・ 日常生活における相談
- ・ 日課に基づく生活支援
- ・ 利用者の健康状態、生活状態の観察、対応
- ・ 利用者の健康維持管理に関する情報の提供
- ・ 利用者相互間の融和、調整
- ・ 居室、公共部分の清掃、整頓

⑤ その他

- ・ 行事、日中活動における計画立案および実施
- ・ 介護日誌、ケース記録等の記入および管理
- ・ 利用者の持ち物管理
- ・ 保健衛生、栄養指導に関する補佐
- ・ 買い物に関する支援
- ・ 短期入所利用者への支援
- ・ 実習生の現場指導、実務教育

⑥ 施設入所者が利用する相談支援事業所への情報提供

【 医師 】

- ① 利用者および職員の健康・衛生管理及び治療
- ② 各種診断書、指示書の作成
- ③ 提携病院などへの紹介

【 理学療法士 】

- ① 利用者の機能訓練の実施
- ② 介護職員への介助法に関する相談・指導
- ③ 装具・車椅子・福祉用具の作成と適合判定
- ④ リハビリ計画書の作成
- ⑤ リハビリ経過記録の記入

【 看護師長 】

- ① 看護業務の掌握と看護師の統制
- ② 利用者の健康管理
- ③ 医療関係備品の管理
- ④ 他職種間との連絡調整
- ⑤ 病院等医療機関との連絡調整
- ⑥ 家族関係者への状況説明
- ⑦ 看護職員の勤務管理、調整

【 看護師 】

- ① 利用者の健康に関する相談
- ② 保健衛生に関する他職員への指導及び徹底
- ③ 病院等医療機関との連絡、調整、送迎付添い等
- ④ 利用者の治療、健康維持（胃瘻注入、浣腸、摘便、膀胱洗浄）に関する処置、看護
- ⑤ 医薬品の管理、服薬の管理
- ⑥ 食生活に関する調整
- ⑦ 看護日誌、診療日誌等の記入と報告、カルテの記入

- ⑧ 医療機器の管理
- ⑨ 職員健康診断の実施

【 管理栄養士 】

- ① 調理業務の掌握と調理員の統制
- ② 調理職員の勤務の管理、調整
- ③ 納入栄養目標量の設定
- ④ 納食日誌、検食簿等の各種帳票類の作成
- ⑤ 特定給食施設栄養管理報告書の作成、報告
- ⑥ 委託業者作成による予定、実施献立表の確認
- ⑦ 嗜好調査の実施及び食事に関する各種統計
- ⑧ 利用者及び職員の食数管理
- ⑨ 療養食食事箋の管理、食事変更の実施
- ⑩ 調理方法の指導
- ⑪ 利用者への栄養指導
- ⑫ 災害備蓄食品の管理

【 調理員 】

- ① 調理業務全般、配膳配食
- ② 調理室内外の清掃及び整頓と衛生管理
- ③ 食品衛生管理、調理器具、食器類の洗浄、消毒
- ④ 予定献立表の作成補助
- ⑤ 食材の検品・在庫管理

【 営繕・警備 】

- ① 施設設備の修繕
- ② 夜間帯における施設の警備業務
- ③ 夜間の来訪者・電話への対応
- ④ 夜間緊急時における連絡調整業務

5. 行事

施設利用者が、生きがいや楽しみのある充実した生活を過ごしていただけるよう、年間、週間の行事を企画し、日中における様々な活動の場を提供する。

【 年間行事 】

年間行事予定表に基づき、四季の変化を感じられるよう、季節感のある行事を企画し、施設利用者が充実した一年を過ごせるよう支援する。

年間行事予定表

月	実施予定日	実施内容
4	3 (水) 24 日 (水)	お花見 (たこ焼き) お話の会『クリーク』
5	15 (水)	バーべキュー
6	22 (土)	消防訓練 (夜間想定)
7	7 (日)	七夕 (七夕飾り)
8	1 (木)	夏祭り・PL 花火鑑賞会
9	5 (木)	大阪 880 万人訓練 (防災訓練)
10	6 (日)	地車来園
11	21 日 (水) 27 日 (水)	消防訓練 (療護園、デイ、ひのき合同) 『びばるーん』演奏会
12	4 (水) 20 (金) 20 (金) ~23 (月) 22 (日)	大掃除 せらびー発表会 (いきいきサロン) 柚子湯 クリスマス会
1	1 (水) 2 (木) ~3 (金)	新年祝賀会・新年カラオケ大会 初詣
2	1 (土) 29 (土)	節分 (豆まき・新年鍋料理) 消防訓練 (夜間想定)
3	3 (火) 4 (水)	ひな祭り (ひな飾り) ひな祭り (お寿司バイキング)

※その他、お誕生日会、食事会（寿司、スイーツ、ラーメンなど）を随時実施。

・外出支援

目的：食事を目的とした行事に参加ができない方に対して、外出等の支援を実施する。

対象者：食事形態がキザミ食及びミキサー食、又は胃瘻の方。

【週間行事】

日中活動として、カラオケ、ゲーム、音楽などの文化的な活動の場を提供する。

週間行事予定表

	月	火	水	木	金	土	日
楽しみ (クラブ等)	カラオケ	カラオケ	ゲーム	カラオケ	カラオケ	ゲーム 音楽セピー② 音楽会③	ゲーム
食の 楽しみ	選択メニュー ~週2回~						
定期診療	晩酌					休肝日	
	内科	歯科(月4回)、内科	リハビリ 内科	ペイン外来 ①・③～⑤、 内科	ペイン外来②、 泌尿器科(3週 毎)、内科	リハビリ 外科	リハビリ 神経内科
その他	散髪③	散髪②	—	散髪③	散髪④	—	—
	シーツ交換(週1回)						
入浴 (一般・特)	女性	男性		女性	男性		—

・園内ボランティア

目的：施設内を一つのコミュニティと考え、生活を共に営むための活動として取り組む。

内容：放送（朝、散髪）、おしごり洗い、おしごりたたみ、清拭タオルたたみ、やかん運び、買い物など、一日の生活の中で取り組む。

6. 会議

1) 職種長会議

① 構成員：施設長、副施設長、サービス管理責任者、フロアマネージャー、看護師長、管理栄養士、在宅部職員 他

② 内容：取り組み事項、問題解決に対する決議、決定

③ 開催日：第2水曜日

2) 給食会議

① 構成員：施設長、管理栄養士、入所者、サービス管理責任者、生活支援員、ひのき担当職員、給食委託会社担当者、調理主任 他

② 内容：利用者へ提供する食事に関する改善事項等についての検討

③ 開催日：第4水曜日

3) サービス担当者会議

- ① 構成員：サービス管理責任者、フロアマネージャー、生活支援員、看護師 他
- ② 内容：入居者の生活における課題の検討（ケアカンファレンス）
- ③ 開催日：隨時

7. 委員会

施設において専門性の高い特定の事柄（リスクマネジメント、生活の質、障害者・高齢者虐待、労働衛生、障害者支援施設の入所、喀痰吸引、栄養及び療養食、など）について審議を行うことを目的として設置する。

委員会	構成員	開催日
リスクマネジメント委員会	各部署より 1名ずつ	毎月第 2 水曜日
QOL 委員会	各部署より 1名ずつ	毎月第 3 水曜日
虐待防止委員会	各職種長	毎月第 2 水曜日
衛生委員会	各職種長及び管理医師	毎月第 2 水曜日
入所検討委員会	各職種長及び施設外の第三者	毎月第 2 水曜日
喀痰吸引等安全委員会	各職種長、管理医師、指導看護師	毎月第 2 水曜日
栄養療養食委員会	各職種長、管理医師	毎月第 2 水曜日

※委員会構成員及び委員長は施設長が任命

8. 研修

1) 全体研修会

施設及び在宅の全職員を対象とし、テーマをもとに毎月 1 回第 4 水曜日の日中に研修を行なう。また、外部研修受講者の研修報告も行う。

全体研修会予定表

月	研修テーマ	講師・担当部署
4	エンディングノートと権利擁護（澤村）	包括担当者
5	強度行動障害について	サービス提供責任者
6	救急救命法・AED 講習会	看護師
7	防犯・防災対策	サービス管理責任者
8	認知症について	ケアマネージャー
9	KYT 研修	リスクマネジメント委員会
10	虐待を考える	サービス管理責任者
11	感染症対策・注入・喀痰吸引研修	看護師
12	食中毒対策	管理栄養士
1	身体拘束防止について	ひのき担当者
2	機能維持・向上のための運動	デイサービス担当者
3	事業計画読合せ	サービス管理責任者

2) 外部研修

- ① 全国身体障害者施設協議会研究大会
- ② 近畿地区身体障害者施設協議会研究大会 ※今年度は身障協大阪大会のため中止
- ③ 近障協阪和サブブロック QOL 委員会
- ④ 近障協大阪北支部サービス管理責任者連絡会
- ⑤ 新人職員研修
- ⑥ 大阪府福祉人材支援センターが開催する各研修
- ⑦ 老人福祉施設協議会研究大会
- ⑧ 移動支援ネットワーク研修

※ 研修を受けた職員は研修を受けた当月もしくは翌月に全体研修会で発表を行う

※ 研修における受講報告書の提出について

- ・ 内外における研修受講者は、受講終了後 1 週間以内に報告書を施設長に提出する
- ・ 提出された受講報告書は、各部署に回覧する

II. 相談支援事業

1. 基本方針

利用者の一人ひとりの想いに寄り添いながら、個々の心身の状況に応じて「サービス支援計画」を立てていき、その人が希望する生活が実現できるように支援していく。

また障害者の高齢化が問題となってきており、介護保険と総合支援法（障害）との福祉サービスの狭間があるのも顕著に表れてきているため、福祉サービスを利用している全ての高齢障害者に対して「計画相談」（セルフプランを含む）の作成が実施されるよう努力する必要がある。相談支援事業の役割として相談者（児）のサービスの質や量に対する不安を取り除き、安心した生活ができるようにサービスを実施すると共に、「障害児童の相談支援」においても児童、生徒らしく生活ができるよう、学校と地域の繋ぎ役となり相談者と介護者（主介護者）の介護軽減を図り家庭生活の定着を図ることである。

2. 取り組み

1) 相談者的人権・主体性の尊重

- ① 相談者的人権と主体性を尊重し「障害者の権利擁護」並びに「障害者虐待防止法」の遵守。
- ② 秘密保持の原則遵守を徹底する。
- ③ 「個別支援」の強化、徹底を図る。

2) 専門的で適切な相談支援の提供

- ① 相談者が地域（及び施設）生活において、その人に応じた障害福祉サービスや保健医療サービス等を適切に利用できるよう、各機関と親密な連絡調整を行ない必要に応じてサービス担当者会議等でチームケアを実施する。
- ② 相談者的心身状況、そのご家族の希望をお伺いし、出来る限り広域的で積極的なサービス利用計画（ケアプラン）を作成する。
- ③ 相談者のサービス利用計画に基づくサービス等の提供が継続的に確保出来ているかを確認する（定期的なモニタリングの実施）。
- ④ 指定障害児相談支援事業では、各学校や地域、家庭とを繋ぎ学校外の時間等を有意義

に活用する。

- ⑤ 事業者と相談者双方の合意に基づき、必要に応じて「サービス利用計画」を変更する。

3. 業務内容

- 1) サービス利用計画の作成及び変更する。
- 2) 相談者等に対して、各サービスの提供方法その他を解り易く説明する。
- 3) 地域サービス事業者的情報を正確に相談者等に提供する。
- 4) 特定（児童）相談支援事業所として相談者の居宅を訪問、面接によりアセスメントを実施し、放課後デイ等の具体的な福祉サービスを利用してサービス利用計画を作成する。
- 5) サービス担当者会議を実施し、サービス利用計画の原案内容について出来る限り相談者を交えた意見交換、聴取する。
- 6) サービス利用計画の原案を相談者等に説明し、文章により同意を得る。
- 7) サービス利用計画並びにモニタリング報告書を相談者及びサービス利用の担当者等に交付すると共に、堺市にその写しを提出する。
- 8) 個人情報保護法遵守の観点から、利用者と事業者双方で同意書を作成し、取り交わす。
- 9) 地域に埋もれている利用者（児童）及びその家族の発掘に努力する。
- 10) その他、相談者やその家族及び利用者と担当者が話し合い、必要に応じた具体的なサービスの提案や見学同行等も行なう。

4. 業務分担

【 管理者 】

- ① 事業所の方針決定、運営、執行に関する業務
- ② 業務全体の管理及び、相談支援専門員業務の監督、指揮、命令

【 相談支援専門員 】

- ① 業務内容に上げた業務の遂行
- ② 相談者及びご家族からの、苦情受付対応並びに処理
- ③ 相談者及びご家族に対する相談受付対応、説明、契約

III. 居宅介護支援事業

1. 基本方針

在宅高齢者等（要介護者等）が出来る限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続ける事が出来るよう支援する。

また医療と介護の連携を行ない、包括支援センターなど関係機関とも連携をとりながら、在宅での生活が続けられるようにする。

2. 事業内容

- 1) 居宅介護支援等事業
- 2) 独居高齢者及び認知症高齢者世帯等への相談、介護サービス利用申請
- 3) 堺市介護予防・日常生活支援総合事業ケアマネジメント業務（受託契約事業）

3. 業務分担

【管理者】

- ① 事業運営に関する諸手続き、及び統括業務
- ② 事業体制に関わる人員の配置、及び管理業務
- ③ 介護支援専門員としての人材育成
- ④ その他、各事業に関する決議等

【介護支援専門員】

- ① 利用契約等に関する諸手続き、及びサービス利用に関する相談など
- ② 介護保険利用に関する代行申請
- ③ 認定調査（受託事業）の実施、及び立会いなど
- ④ アセスメントの実施、記録
- ⑤ 介護支援計画書（介護予防計画書）の作成
- ⑥ サービス事業者及び関係機関等への連絡調整
- ⑦ 担当者会議の開催及び書類作成
- ⑧ 居宅におけるモニタリングの実施（月1回以上）

- ⑨ 経過支援記録の作成
- ⑩ 各サービスの実績管理と給付管理業務
- ⑪ 苦情相談、及び解決
- ⑫ 地域インフォーマルサービスの開拓と新サービスの開発
- ⑬ 各ケアマネージャー同士の連携とフォローアップ体制の充実

【 請求事務 】

- ① 給付管理業務
- ② 実績入力業務
- ③ その他統計書類の作成など

4. 具体的取り組み

- 1) アセスメント力の向上に努め、ケアプランの適正化を図る。
- 2) 認知症の方に対する支援や高齢者虐待の防止についての知識を深める。
- 3) 研修への参加や勉強会の開催等にて、介護支援専門員の資質の向上を図る。
- 4) 適正に給付管理を行い、法令を遵守する。

5. 会議・研修計画

- 1) 全体研修会：法人全体の研修会　月 1回第 4 水曜日に実施。
- 2) 職種長会議：各部署、事業所の長による業務改善会議。第 2 水曜日に実施。
- 3) ケアマネミーティング：テーマに基づく内部研修を行い、知識や援助技術を習得する。
- 4) その他：介護支援専門員連絡会議、ゆんたくカフェ、その他関係機関が実施する外部研修に隨時参加する。

IV. 訪問介護事業・介護予防訪問サービス事業

1. 基本方針

利用者がその居宅において可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的とする。事業の運営に当り利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。また、本年度以降の制度改革に対応できる体制作りをする。

2. 事業内容

- 1) 指定訪問介護事業
- 2) 指定介護予防訪問介護事業
- 3) 自費サービス事業

3. 取り組み

- 1) 訪問介護計画書、介護予防訪問計画書の見直し、サービス評価とモニタリングの作成等
- 2) 外部研修への参加
- 3) 新規利用者の開拓、ヘルパーの人材確保
- 4) 登録ヘルパーの指導及び研修への参加呼びかけ
- 5) 各関係機関、地域との連携強化

4. 業務の分担

【 サービス提供責任者 】

- ① 初回面談、契約
- ② アセスメント、訪問介護計画書、モニタリングの作成等
- ③ 各関係機関との連携
- ④ 苦情処理
- ⑤ ヘルパー派遣管理業務、ヘルパーに対する指導・相談業務
- ⑥ 代行訪問、臨時訪問、同行訪問

⑦ 管理日誌・介護経過記録の記録

【 登録ヘルパー 】

- ① 訪問介護計画書、介護予防訪問計画書に基づいたサービスの提供、業務の報告等

【 事務員 】

- ① 介護保険請求・利用者負担額の請求、受領事務等

5. 年間行事予定

1) ヘルパーミーティング・内部研修

月	研修内容
4	新年度にむけての取り組み、ひやりはっとの活用
5	介護保険 DVD 鑑賞での研修
6	認知症及び認知症ケアの研修、認知症利用者の対応について
7	利用者のプライバシー保護の研修、ヘルパーの接遇研修
8	事故防止事例、事故発生予防、緊急時対応の研修、非常災害時の対応
9	強度行動障害の研修
10	高齢者及び障害者の虐待防止について、虐待事例検討
11	感染症及び食中毒について、発生事例の検討及び発生の予防の研修
12	困難事例、サービス内容検討
1	マニュアルの見直し、業務改善会議
2	権利擁護に関する研修、人権問題、倫理法令遵守の研修
3	本年度の反省会、事業所の自己評価

- ・ 毎月末に実施
- ・ 均一したサービスを提供する為、ヘルパーの資質向上を踏まえたテーマに基づく内部研修を行い、知識を取得
- ・ ヘルパー業務における情報の共有、相談および指導を行う

2) 健康診断の実施

- ・ 年1回（施設に準ずる）

3) 外部研修に随時参加

V. 居宅介護事業・重度訪問介護事業・行動援護事業

1. 基本方針

利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、身体介護と家事援助、生活等に関する相談及び助言、外出時における移動中の介護（重度訪問介護のみ）利用者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護（行動援護のみ）並びに、その他生活全般にわたる援助を適切に行うとともに地域との結びつきを重視し、利用者の居住する市町村他の居宅介護支援事業者又は重度訪問介護支援事業者、その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。そして障害者総合支援法に基づく居宅介護支援事業者、重度訪問介護支援事業者、行動援護介護支援事業者等人員、設備及び運営に関する基準に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業実施する。

2. 事業内容

- 1) 指定居宅介護事業
- 2) 指定重度訪問介護事業
- 3) 指定行動援護事業

3. 取り組み

- 1) 居宅介護計画書、重度訪問介護計画書の見直し、モニタリングの強化
- 2) ヘルパー個々のスキルアップの為の研修等の案内
- 3) 新規利用者の開拓
- 4) 登録ヘルパーの人材確保
- 5) 各関係機関、地域との連携強化
- 6) 西区自立支援協議会への協力と連携
- 7) 指定特定相談支援事業者との連携
- 8) 居宅部会への参加、及び連携・協力
- 9) 行動援護事業の強化

4. 業務の分担

【 サービス提供責任者 】

- ① 初回面談、契約
- ② アセスメント、モニタリング、居宅介護計画書、重度訪問介護計画書、行動援護計画書の作成等
- ③ 指定特定相談支援事業者及び各関係機関との連携
- ④ 苦情処理
- ⑤ ヘルパー派遣管理業務、ヘルパーに対する指導・相談業務等
- ⑥ 代行訪問、臨時訪問、同行訪問
- ⑦ 管理日誌・介護経過記録の記録

【 登録ヘルパー 】

- ① 居宅介護計画書、重度訪問介護計画書、行動援護計画書に基づいたサービスの提供業務の報告等

【 事務員 】

- ① 請求業務・利用者負担額の請求、受領事務等

5. 年間行事予定

1) ヘルパーミーティング・内部研修

月	研修内容
4	新年度にむけての取り組み、ひやりはつの活用
5	介護保険 DVD 鑑賞での研修
6	認知症及び認知症ケアの研修、認知症利用者の対応について
7	利用者のプライバシー保護の研修、ヘルパーの接遇研修
8	事故防止事例、事故発生予防、緊急時対応の研修、非常災害時の対応
9	強度行動障害の研修
10	高齢者及び障害者の虐待防止について、虐待事例検討
11	感染症及び食中毒について、発生事例の検討及び発生の予防の研修

月	研修内容
12	困難事例、サービス内容検討
1	マニュアルの見直し、業務改善会議
2	権利擁護に関する研修、人権問題、倫理法令遵守の研修
3	本年度の反省会、事業所の自己評価

- ・毎月末に実施
- ・均一したサービスを提供する為、ヘルパーの資質向上を踏まえたテーマに基づく内部研修を行い、知識を取得
- ・ヘルパー業務における情報の共有、相談および指導を行う

2) 健康診断の実施

- ・年1回（施設に準ずる）

3) 外部研修に随時参加

4) 西区ヘルパー交流会の世話役として参加

- ・西区障害者自立支援協議会が主催
- ・ヘルパー事業所と各関係機関との交流及び講師を踏まえての勉強会等

5) 居宅部会 3ヶ月に1度会議

VI. 移動支援事業

1. 基本方針

利用者が居宅において日常生活を営むことが出来るよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、外出時における移動の介護に関する相談及び助言並びにその他生活全般にわたる援助を適切に行うとともに、地域との結びつきを重視し、利用者の居住する市町村他の指定居宅支援事業者、その他保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。そして障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定移動支援事業を実施する。

2. 事業内容

1) 指定移動支援事業

3. 取り組み

- 1) 移動支援計画書の見直し、サービス評価とモニタリングの作成
- 2) ヘルパーへ研修参加の呼びかけ、ヘルパーの人材確保
- 3) 移動支援ネットワーク・さかいへの連携・協力、研修への参加
- 4) 各関係機関、地域との連携強化
- 5) 行き先等の提案

4. 業務の分担

【 サービス提供責任者 】

- ① 初回面談、契約
- ② アセスメント及び移動支援計画書、モニタリングの作成等
- ③ 各関係機関との連携
- ④ 苦情処理
- ⑤ ヘルパー派遣管理業務、ヘルパーに対する指導・相談業務

⑥ 管理日誌及び介護経過記録の記録

⑦ 代行訪問、臨時訪問、同行訪問

【 登録ヘルパー 】

① 移動支援計画書に基づいたサービスの提供、業務の報告

【 事務員 】

① 自立支援請求・利用者負担額の請求、受領事務等

5. 年間行事予定

1) ヘルパーミーティング・内部研修

月	研修内容
4	新年度にむけての取り組み、ひやりはっとの活用
5	介護保険 DVD 鑑賞での研修
6	認知症及び認知症ケアの研修、認知症利用者の対応について
7	利用者のプライバシー保護の研修、ヘルパーの接遇研修
8	事故防止事例、事故発生予防、緊急時対応の研修、非常災害時の対応
9	強度行動障害の研修
10	高齢者及び障害者の虐待防止について、虐待事例検討
11	感染症及び食中毒について、発生事例の検討及び発生の予防の研修
12	困難事例、サービス内容検討
1	マニュアルの見直し、業務改善会議
2	権利擁護に関する研修、人権問題、倫理法令遵守の研修
3	本年度の反省会、事業所の自己評価

- ・毎月末に実施
- ・均一したサービスを提供する為、ヘルパーの資質向上を踏まえたテーマに基づく内部研修を行い、知識を取得
- ・ヘルパー業務における情報の共有、相談および指導を行う

2) 健康診断の実施

- ・年1回（施設に準ずる）

3) 外部研修に随時参加

4) 移動支援ネットワーク・さかい事務局会議

- ・堺市役所か堺市社会福祉協議会で開催
- ・毎月第1木曜日が事務局会、第3木曜日が連絡会、3ヶ月に一回全体研修会

VII. 地域密着型通所介護・通所独自型サービス

1. 基本方針

利用者がその居宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、個々にあった支援にあたりつつ、利用者的人格を尊重し、心身の状況や環境等を充分理解したうえで、常に利用者の立場に立って質の高いサービスの提供を目指すと同時に、家族等介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ることに努める。

2. 取り組み

地域密着型通所介護計画及び予防通所サービスに基づく、入浴・食事・排泄などの日常生活動作における機能訓練や他者との交流を図る文化的活動など、生活意欲を引き出すことを目的とし、健康な状態を長く維持できるよう支援にあたる。また、地域での多用なニーズに応えられるよう各関係機関と連携を図り、福祉サービスの拠点として必要とされる事業所を目指すことで利用者の増加につなげる。

【 基本姿勢・人材育成 】

① 利用者とその家族の生活を尊重する。

生活様式・生活観・価値観を尊重することで当事者を認め、深い信頼関係が築けるよう対応にあたる。

② 知識や技術を身につける

身体・精神の状況把握や社会福祉に関する知識を学び、介護・趣味活動・相談の技術を一つでも多く会得できるよう日々心がける。

③ 助け合い、高めあう職員関係を築く

利用者がより快適に一日を過ごせるよう、職員間においても敬い思いやる心を大切にし、充分な協力体制のもと連携のとれた関係を築く。

④ 感性を磨く

思いを表に出せないでいる利用者や家族の本当の気持ちを読み取れる感性を身につける。

3. 業務内容

- ① 居宅介護計画に沿って、各職種意見交換を交わし地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画作成にあたる。作成した地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画は本人、家族同意のもとサービスを提供する。
- ② 利用者の自宅からセンター間を安全に充分配慮し、原則運転手・ヘルパーの2名で送迎を行う。
- ③ 体温・血圧・脈拍の測定、また、月に1度の体重測定を行う。
- ④ 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体的状況に考慮した食事を提供し、自立での食事が困難な利用者には介助を行う。
- ⑤ 利用者の身体的状況に合わせ、安全かつ快適に入浴していただくよう介助を行う。
- ⑥ 日常生活上の諸問題についての相談、助言等を行う。
- ⑦ 全身・嚙下体操、またレクリエーション活動等を通し、他者との交流や利用者的心身機能の維持向上を図る。
- ⑧ ケース記録やスタッフミーティングを通して利用者の身体・精神的な部分を充分理解する。

4. 業務分担

【 生活相談員 】

- ① 利用契約に関する諸手続き
- ② 地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画作成、モニタリング、見直し等
- ③ 利用者及び家族に対して日常生活上の諸問題についての相談、助言等
- ④ 苦情相談、及び解決
- ⑤ 関係機関との連絡・調整

【 看護師 】

- ① 利用者の健康状態の把握、医療処置等
- ② 健康面での相談、助言等

【介護職員】

- ① 地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画作成、モニタリング、見直し等
- ② 個人ケース、業務日誌等の記録
- ③ 地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画に基づく介護業務
- ④ 施設の清掃、器具等の整理整頓

5. 年間行事

「季節を感じる行事」をテーマに利用者とも話し合いできるだけ希望に添えるよう創意工夫し、心に残るような行事を実施する。

月	実施予定日	実施内容
4	1（月）～3（水）	花見（お誕生日会）
5	15（水）	施設合同バーベキュー（お誕生日会）
6	中旬ごろ	バーベキュー
7	2（火）～6（土）	七夕祭りレク（お誕生日会）
8	中旬、8（木）～10（土）	夏祭り
9	14（土）・16（月）	敬老会（お誕生日会）
10	5（土）	だんじり見物
11	21（水） 22（金）・23（土）	消防訓練 焼き芋大会（お誕生日会）
12	初旬に2日間 21（金）～24（月）	デイ別館大掃除 Xmas週間（お誕生日会）
1	16（木）～18（土）	新年会（お誕生日会）
2	1（金）～2（土） 22（金）～28（木）	節分（豆まき） ひな祭り創作
3	下旬	消防訓練（デイのみ）

- ・施設との合同行事については施設の行事日程と合わせて実施していく。
- ・その他ボランティア（音楽、踊り、手品 etc）等と調整し、随時行事予定に盛り込んでいく。

6. 会議・研修

1) 全体研修会

施設の計画に基づく。第4水曜日に実施。

2) 職種長会議

施設の計画に基づく。第2水曜日に実施。

3) デイサービス会議

利用者個別ケース、行事、その他の議題（下記参照）について。第2火曜日（又は金曜日）実施。

4) 運営推進会議

地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上の確保を図ることを目的とする。6ヶ月に1回実施。（9月・3月）

5) その他

外部研修など隨時参加。

【デイサービス会議 議題予定事項】

- | | |
|-----------|----------------|
| ○事故・緊急時対応 | ○リスクマネジメント |
| ○個人情報保護 | ○プライバシー |
| ○高齢者虐待 | ○身体拘束 |
| ○食中毒 | ○感染症 |
| ○認知症 | ○サービス内容、利用者満足度 |
| ○災害非常時対応 | ○各マニュアルについて |

VIII. 半日リハビリディサービス

1. 基本方針

介護保険法によって規定されている地域密着通所介護・通所独自型サービス事業を適切に実施して、利用者がその居宅において、可能な限り自立した生活を営むことができるよう、個々人に合ったプログラムを策定しマシンを使用したリハビリ等個々にあつたリハビリを実施する。利用者的人格を尊重し、心身の状況や環境等を充分理解したうえで、常に利用者の立場に立って質の高いサービスの提供を目指すと同時に、家族等介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ることに努める。

2. 取り組み

地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画に基づき、機能訓練や他者との交流を図ることで、生活意欲を引き出すことを目的とし、健康な状態を長く維持できるよう支援にあたる。また、地域での多様なニーズに応えられるよう各関係機関と連携を図り、福祉サービスの拠点として必要とされる事業所を目指すことで利用者の増加につなげる。

【 基本姿勢・人材育成 】

① 利用者とその家族の生活を認める

生活様式・生活観・価値観を尊重することで当事者を認め、深い信頼関係が築けるよう対応にあたる。

② 知識や技術を身につける

身体・精神の状況把握や社会福祉に関する知識を学び、介護・趣味活動・相談の技術を一つでも多く会得できるよう日々心がける。

③ 助け合い、高めあう職員関係を築く

利用者がより快適に一日を過ごせるよう、職員間においても敬い思いやる心を大切にし、充分な協力体制のもと連携のとれた関係を築く。

④ 感性を磨く

思いを表に出せないでいる利用者や家族の本当の気持ちを読み取れる感性を身につける。

3. 業務内容

- ① 居宅介護計画に沿って、各職種意見交換を交わし地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画作成にあたる。作成した地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画は本人、家族同意のもとサービスを提供する。
- ② 利用者の自宅からセンター間を安全に充分配慮していく。
- ③ 体温・血圧・脈拍の測定を行い利用者の状態把握に努める。
- ④ 準備体操・整理体操を行う。
- ⑤ マシンを使用した専用のリハビリを実施する。
- ⑥ 日常生活上の諸問題についての相談、助言等を行う。
- ⑦ 全身・嚥下体操を通じ、他者との交流や利用者の心身機能の維持向上を図る。
- ⑧ ケース記録やスタッフミーティングを通して利用者の身体・精神的な部分を充分理解する。

4. 業務分担

【 生活相談員 】

- ① 利用契約に関する諸手続き
- ② 地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス計画個別支援計画作成、モニタリング、見直し等
- ③ 利用者及び家族に対して日常生活上の諸問題についての相談、助言等
- ④ 苦情相談、及び解決
- ⑤ 関係機関との連絡・調整

【 看護師 】

- ① 利用者の健康状態の把握、医療処置等
- ② 健康面での相談、助言等
- ③ 利用者の状態に応じた個別機能訓練の実施

【介護職員】

- ① 地域密着型通所介護計画及び通所独自型サービス作成、モニタリング、見直し等
- ② 個人ケース、業務日誌等の記録
- ③ 地域密着型通所介護計画及び通所介護独自型サービスに基づく介護業務
- ④ 施設の清掃、器具等の整理整頓

5. 会議・研修

1) 全体研修会

施設の計画に基づく。第4水曜日に実施。

2) 職種長会議

施設の計画に基づく。第2水曜日に実施。

3) デイサービス会議

利用者個別ケース、行事、その他の議題（下記参照）について。第2火曜日（又は金曜日）実施。

4) 運営推進会議

地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上の確保を図ることを目的とする。6ヶ月に1回実施。（9月・3月）

5) その他

外部研修などは随時参加

IX. 生活介護（通所型）

1. 基本方針

障害者の自立促進を図ることができるよう個々のニーズに応じたサービスを提供し、『支援をすればなんでも出来る』を心掛け、「生活介護」を利用することにより、社会性の向上を高める支援事業を目的とする。また、家族等介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図るよう努める。

2. 取り組み

個別支援計画に基づき、入浴・食事・排泄など日常生活動作における機能訓練や、生活意欲を向上させることができる創作的活動・文化的活動にも重視し、障害者が自立した生活を過ごせるよう利用者、家族等の理解協力のもと支援にあたる。また、地域での多様なニーズに応えられるよう関係機関と連携を図り、福祉サービスの拠点として必要とされる事業所を目指すことで利用者の増加につなげる。

【 基本姿勢・人材育成 】

① 利用者とその家族の生活を認める

生活様式・生活観・価値観を尊重することで当事者を認め、深い信頼関係が築けるよう対応にあたる。

② 知識や技術を身につける

身体・精神の状況把握や社会福祉に関する知識を学び、介護・趣味活動・相談の技術を一つでも多く会得できるよう日々心がける。

③ 助け合い、高めあう職員関係を築く

利用者がより快適に一日を過ごせるよう、職員間においても敬い思いやる心を大切にし、充分な協力体制のもと連携のとれた関係を築く。

④ 感性を磨く

思いを表に出せないでいる利用者や家族の本当の気持ちを読み取れる感性を身につける。

3. 業務内容

- ① アセスメント、各職種の意見に基づき個別支援計画を作成し、本人または家族同意のもとサービスを提供する。
- ② 利用者の自宅からセンター間を安全に充分配慮し原則運転手・ヘルパーの2名で送迎を行う。
- ③ 体温・血圧・脈拍の測定、また、月に1度の体重測定を行う。
- ④ 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の身体的状況に考慮した食事を提供し、自立での食事が困難な利用者には介助を行う。
- ⑤ 利用者の身体的状況に合わせて安全かつ快適に入浴していただけるよう介助を行う。
- ⑥ 日常生活上の諸問題についての相談、助言等を行う。
- ⑦ 全身・嚙下体操、またレクリエーション活動等を通し、他者との交流や利用者的心身機能の維持向上を図る。
- ⑧ ケース記録やスタッフミーティングを通して利用者の身体・精神的な部分を充分理解する。

4. 業務分担

【 サービス管理責任者 】

- ① 利用契約に関する諸手続き、アセスメント等
- ② 個別支援計画作成、モニタリング等
- ③ 日常生活上の諸問題についての相談、助言等
- ④ 苦情相談、及び解決
- ⑤ 関係機関との連絡・調整
- ⑥ 実績管理業務

【 看護師 】

- ① 利用者の健康状態の把握、医療処置等
- ② 健康面での相談、助言等

【生活支援員】

- ① 個別支援計画作成、モニタリング等
- ② 個人ケース、業務日誌等の記録
- ③ 個別支援計画に基づく介護業務
- ④ 施設の清掃、器具等の整理整頓

5. 年間行事

「季節を感じる行事」をテーマに利用者とも話し合いできるだけ希望に添えるよう創意工夫し、心に残るような行事を実施する。

月	実施予定日	実施内容
4	1（月）～3（水）	花見（お誕生日会）
5	15（水）	施設合同バーベキュー（お誕生日会）
6	中旬ごろ	バーベキュー
7	2（火）～6（土）	七夕祭りレク（お誕生日会）
8	中旬、8（木）～10（土）	夏祭りレク
9	14（土）・16（月）	敬老会（お誕生日会）
10	5（土）	だんじり見物
11	21（水） 22（金）・23（土）	消防訓練 焼き芋大会（お誕生日会）
12	初旬に2日間 21（金）～24（月）	デイ別館大掃除 Xmas週間（お誕生日会）
1	16（木）～18（土）	新年会（お誕生日会）
2	1（金）～2（土） 22（金）～28（木）	節分（豆まき） ひな祭り創作
3	下旬	消防訓練（デイのみ）

- ・施設との合同行事については施設の行事日程と合わせて実施していく。
- ・その他ボランティア（音楽、踊り、手品 etc）等と調整し、随時行事予定に盛り込んでいく。

6. 会議・研修

1) 全体研修会

施設の計画に基づく。第4水曜日に実施。

2) 職種長会議

施設の計画に基づく。第2水曜日に実施。

3) デイサービス会議

利用者個別ケース、行事、その他の議題（下記参照）について。第2火曜日（又は金曜日）実施。

4) その他

外部研修など隨時参加。

【デイサービス会議 議題予定事項】

- | | |
|-----------|-------------|
| ○事故・緊急時対応 | ○リスクマネジメント |
| ○個人情報保護 | ○プライバシー |
| ○障害者虐待 | ○身体拘束 |
| ○食中毒 | ○利用者満足度 |
| ○認知症 | ○サービス内容の見直し |
| ○災害非常時対応 | ○各マニュアルについて |

X. 地域密着型特別養護老人ホーム

1. 基本方針

施設を利用する高齢者の方が、長く住み慣れた地域で馴染みの関係を継続し、また地域の一員として安心して暮らせるよう、利用者一人ひとりの生活習慣や好みを尊重し、個別的でゆったりとしたケアに努めます。また、心身機能の維持・回復につながる支援にも心がけ、在宅への復帰や地域活動への参加も視野に入れながら、自己実現と自立支援に努めます。

【家庭的な雰囲気の中での支援】

安心できる個室の提供、生活感のあるキッチン、楽しみや寛ぎの場であるリビングなど、ユニットにおけるケアの体制が家庭的な雰囲気の中で提供され、どなたにも丁寧でゆったりとした気持ちで支援にあたります。

【快適な居場所の確保】

入居者のプライバシーを保護し、一人ひとりの尊厳の維持に努め、いつまでもその方らしい暮らしを継続できる様な支援を心がけます。また、生活課題を抱える在宅高齢者やその家族が安心して利用して頂ける様な居場所を確保します。

【生活能力の維持向上につながる支援】

例え困難な生活課題を抱える状態になっても、ご本人の生活能力を最大限活かした支援を行う事で、常に QOL の向上に努めます。

【地域貢献活動の実施】

社会福祉施設の強みを活かし、地域で生活に困窮している方々への支援活動を実施する事で地域社会への貢献を目指します。

2. 取り組み事項

- ① 介護保険施設としてより合理的で適切な運営管理を行います。
- ② ユニットケアの理念に沿った個性的で充実したケアの体制を確立します。
- ③ 機能訓練や健康管理に努め、日頃から ADL の維持向上を図ります。
- ④ 身体的拘束を完全に廃止し、代替策の工夫とケアの向上に努めます。
- ⑤ 感染症対策や褥瘡予防など、日ごろから健康の維持管理に努めます。
- ⑥ 地域貢献事業として中間的就労やボランティア活動の受け入れを行います。
- ⑦ 地域包括支援センターや在宅介護関係機関と連携して在宅生活の困難な方への入所の受け入れを行います。

3. 会議・委員会活動計画

- ① 法人全体研修会（障害者支援施設や在宅事業所等と合同実施）・・・毎月第4水曜日
《目的》施設全体の職員を対象として、各部署からテーマを持ち寄り、資質の向上の為の研修を行う。
《会議構成》法人全スタッフ
- ② その他の研修・委員会・取り組みなど
《目的》ウェルファンテひのき所属の職員を対象として、その問い合わせに必要なテーマを検討し、資質の向上の為の研修を行う。
《会議構成》ひのき全スタッフ
- ③ サービス担当者会議（要介護認定時、および必要時）
《目的》施設サービス計画の策定にあたり、介護支援専門員によるアセスメント結果をもとにして、要介護者（入居者）に提供されるサービス計画を協議し、本人の了承を経て施設サービス提供につなげる。また、認定期間中や退所などサービス担当者が施設サービス計画の見直しが必要と思った場合には、隨時開催する。
《会議構成》介護支援専門員、入居者本人、家族、ユニットスタッフ、看護師、栄養士、生活相談員 他

④ ひのき業務会議（毎月1回・第3金曜日）

《目的》ユニットにおけるケアについて、またホーム全体のケアのあり方、見直しなど、ユニットのスタッフ一人ひとりが問題意識を持って課題を提案し、より良いケアにつながる様、改善策や方針を検討する会議として実施する。

《会議構成》施設長、看護師、生活相談員、ユニットスタッフ、その他必要に応じ専門職が参加

⑤ 入所優先度判定委員会（毎月1回または随時）

《目的》緊急性の高い方を優先的に受け入れて行く事と、入所決定に公平性を保つための入所優先度判定委員会を設置し、待機者のケースについて検討し、受入れについての検討を行う。

《委員構成》施設長、生活相談員、医師、看護師、介護支援専門員、ユニット担当 他

⑥ 感染症・褥瘡防止委員会（6・9・12・3月 計4回）・喀痰吸引含む

《目的》インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症や食中毒、疥癬などによる被害を防止するための検討や情報の周知徹底を行う場として設置し、感染症が発生した場合はその対策等についての検討を行い、行動計画を決定する。また、褥瘡予防に関しても検討する会議とし「褥瘡ゼロ計画」を推進する。

《委員構成》施設長、生活相談員、医師、看護師、栄養士、介護支援専門員、ユニットスタッフ 他

⑦ 身体拘束廃止・リスク管理委員会（毎月第2水曜日、身体拘束は3ヶ月に1回）

《目的》身体拘束廃止に向けて施設内でのケアの見直しや職員に対する啓発活動を目的として、身体拘束ゼロ運動を推進する委員として身体拘束廃止委員を任命する。また、施設内での事故につながる可能性のある様々なケース（ヒヤリ・ハット事例）を参考に、リスクマネジメント（情報収集分析評価、職員周知、情報の集積活用等）を行い事故防止を図る為、リスク委員を任命し法人会議へ参加する。実際に発生した事故については委員会の中で対応方法を検討するほか、既存の安全管理の見直し等を行う事とする。

《委員構成》施設長、生活相談員、医師、看護師、介護支援専門員、リスク委員 他

⑧ 運営推進会議（奇数月の第2木曜日）

《目的》地域密着型施設として施設運営を行うにあたり、地元住民の方々や行政関係機関との調和を図り、地域社会の一員としての役割やニーズを明確にする事で、事業の透明性の確保や開かれた施設運営を行う事を目的とする。

《委員構成》入居者およびその家族、地域関係者、他施設関係者、地域包括支援センター職員、特養職員 他

月	研修・会議等	担当者
5	身体拘束・虐待防止委員会	リスク委員
6	感染症対策委員会 救急救命（全体研修会） 消防訓練	感染症対策委員 感染症・看護師 相談員
7	嗜好調査 事故防止活動（KYT）	給食委員 リスク委員
8	身体拘束・虐待防止委員会 身体拘束・虐待防止活動（研修・チェック）	拘束廃止委員会
9	感染症・褥瘡対策委員会 事故防止活動（KYT） 避難訓練	感染症対策委員 リスク委員 相談員
11	嗜好調査 消防訓練 感染症予防・喀痰吸引研修（全体研修会）	給食委員 相談員 リスク委員
12	感染症対策委員会 食中毒対策研修（全体研修会） 身体拘束・虐待防止委員会（研修参加）	感染症対策委員 看護師
1	身体拘束廃止研修会（全体研修会）	拘束廃止委員
2	消防訓練 事故再発防止活動（KYT）	相談員 リスク委員
3	感染症・褥瘡対策委員会（マニュアル整備）	感染症対策委員

4. 業務役割・組織

1) 業務管理部門

【施設長（管理者兼務）】

- ① 施設内の介護、看護業務における統括管理を行う。
- ② 介護保険制度における法令遵守と適切な業務管理を行う。
- ③ 職員への指導、相談、勤務管理を行う。

【事務長】

- ① 労務管理、および経理その他の庶務事務等の実施
- ② 入居者の預り金等の管理業務
- ③ 介護保険における介護報酬請求事務、および請求に関する諸手続き

2) 生活相談部門

【生活相談員】

- ① 上司（管理部）の指示・命令に対し迅速かつ適切に対応し、業務への浸透を図ることで施設運営の補助を行う。
- ② 生活課題に直面する入居者に対し、相談・調整を行いながら問題を解決し生活課題の改善を図る。
- ③ 入居者の生活を側面からサポートする家族や、地域関係者、またその他の関係各機関との連携を行う事で、良縁を保ち、施設での生活が地域社会と途切れる事の無い様、調整を図る。

【介護支援専門員】

- ① ケアプラン策定における一連の業務、およびその連絡調整を図る。
- ② 介護保険制度全般に関する諸手続き、および家族や関係機関との調整を図る。

3) 看護・リハビリ部門

【看護師】

- ① 入居者の健康に関する相談、治療に関する処置、看護の実施。

- ② 他職種、医療関係機関等との業務連携、調整を行う。
- ③ 家族関係者への状況説明、医療相談の実施。
- ④ 保健衛生に関する他職種への指導および徹底。
- ⑤ 看護日誌の記入とカルテの記録。
- ⑥ 医療機器および医薬品等の管理。

【機能訓練指導員】

- ① 入居者の機能訓練実施に関する立案、計画書の作成、評価など。
- ② 上記看護業務を兼務する。

4) 介護部門

【ユニットリーダー】

- ① 担当するユニットにおける入居者の生活管理、業務の把握。
- ② 各ユニット運営に関する上司（管理部）からの指示・命令に対し、迅速かつ適切に対応し、ユニット内への業務浸透を図る。
- ③ 各ユニットにおける課題や問題点をいち早く察知し（早期発見）、各ケアワーカーからの意見をまとめると共に、関係各部署に対しユニットを代表して連携を図る（報告・連絡・相談）。
- ④ 管理者の指導のもと、新人職員や実習生等に対して支持的に現場指導（OJT）にあたる。
- ⑤ 各ユニット内における環境整備（整理整頓、清掃、レイアウト等）。
- ⑥ 各ユニットにおける記録の整備と定期保管。
- ⑦ ケアワーカーの一員としての同業務を遂行する。

【業務担当】

- ① 業務内容によって分業し、各担当者が責任を持って管理する。
- ② 業務内容の改善と環境整備を図り、これを管理する。
- ③ 業務改善会議に参加し、業務の改善を図る。

【 ケアワーカー 】

- ① 入居者に対する日々の介護や精神的ケアなど、運営方針や業務内容にそった適切なケアを実施する。（業務遂行の義務）
- ② 日々の体調変化や気づき、問題点などを迅速にリーダーに報告し指示を受ける。（報告の義務）
- ③ 入居者に関する日常の様子、変化などを記録し、継続的なケアを行う。（記録の義務）
- ④ 介護業務に関する品質の維持向上のため、日頃から多方面における知識の習得や介護技術の向上に努める。（品質向上の努力）

5. 年間定例行事

4月	桜見物	10月	地車見物 食事外出
5月	運営推進会議 食事外出	11月	運営推進会議 外注食
6月	地域交流会（未定） 消防訓練	12月	マジックショー クリスマス会
7月	七夕飾り 運営推進会議	1月	新年祝賀会 初詣 運営推進会議
8月	あすなろ会・夏祭り	2月	節分祭（鍋・豆まき） 消防訓練
9月	避難訓練 敬老会 運営推進会議（合同）	3月	運営推進会議（合同） 雛飾り（お寿司）

※ その他、誕生会のお祝いや、クッキング、カラオケなど日々のレクリエーション行事は隨時実施する。

XI. (介護予防) 短期入所生活介護

1. 基本方針

短期入所生活介護事業は、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた居宅において、地域と共に自立した日常生活を営むことが出来るよう、定められた期間において、食事、排泄、入浴等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持並びにその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者とその家族の生活を支援する事を目的とする。

※以下、施設での基本方針に準じたサービスを提供するものとする。

2. 取り組み事項

- ① 地域の要介護者等に対して、安心して利用できるよう、信頼性の向上に努めます。
- ② 既に入居されておられる方の空きベッドを有効活用し地域貢献に努めます。
- ③ 要介護者等の生活を支援するご家族や支援者の負担軽減に努めます。
- ④ 地域包括支援センターや在宅介護関係機関と連携して、在宅生活の継続を目的に一時的な施設利用の受け入れを行います。
- ⑤ 認知症やその他の理由で在宅生活に苦慮されている重度利用者に対し、積極的な利用のアプローチを行い、緊急的な受け入れを勧めます。

3. 業務役割・組織

1) 業務管理部門

【 施設長（管理者兼務）】

- ① 施設内の介護、看護業務における統括管理を行う。
- ② 介護保険制度における法令遵守と適切な業務管理を行う。
- ③ 職員への指導、相談、勤務管理を行う。

【 事務長 】

- ① 労務管理、および経理その他の庶務事務等の実施
- ② 施設利用者の一時的な預り金等の管理業務

- ③ 介護保険における介護報酬請求事務、および請求に関する諸手続き

2) 生活相談部門

【生活相談員】

- ① 上司（管理部）の指示・命令に対し迅速かつ適切に対応し、業務への浸透を図ることで施設運営の補助を行う。
- ② 短期入所生活介護の利用を希望される方、及びその支援者に対し、利用相談から、利用手続きや日程の調整、利用中の生活相談など、短期入所生活介護利用全般における手続きと支援を行う。
- ③ 短期入所生活介護事業に関する行政や関係機関との連携、及び連絡調整など、事業が円滑に運営されるよう、手続きと調整を図る。

【介護支援専門員】

- ① 短期入所生活介護を長期で利用される方に対し、ケアプラン策定における一連の業務、およびその連絡調整を図る。
- ② 在宅で担当されている介護支援専門員や家族等、関係機関との連携を図る。

3) 看護・リハビリ部門

【看護師】

- ① 利用中の健康管理に関する業務、及び在宅医療機関との連絡、調整を行う。
- ② 家族関係者への状況説明、医療相談の実施。
- ③ 看護日誌の記入とカルテの記録。
- ④ 医療機器および医薬品等の管理。

【機能訓練指導員】

- ① 利用者の身体状況に応じた機能訓練実施に関する業務など。
- ② 上記看護業務を兼務する。

4) 介護部門

【 ユニットリーダー 】

- ① 担当するユニットにおける利用者の生活管理、業務の把握。
- ② 短期入所生活介護事業運営に関する上司（管理部）からの指示・命令に対し、迅速かつ適切に対応し、ユニット内への業務浸透を図る。
- ③ 短期入所生活介護事業における課題や問題点をいち早く察知し（早期発見）、各ケアワーカーからの意見をまとめると共に、関係各部署に対しユニットを代表して連携を図る（報告・連絡・相談）。
- ④ 利用する居室に関する準備、片付けなどを含めた環境整備（整理整頓、清掃、レイアウト等）。
- ⑤ 利用中における記録の整備と定期保管。
- ⑥ ケアワーカーの一員としての同業務を遂行する。

【 ケアワーカー 】

- ① 短期入居生活介護利用者に対する利用中の介護や精神的ケアなど、運営方針や業務内容にそった適切なケアを実施する。（業務遂行の義務）
- ② 利用中の体調変化に気づき、問題点などを迅速にリーダーに報告し指示を受ける。（報告の義務）
- ③ 利用中における日常の様子、変化などを記録し、利用期間における継続的なケアを行う。（記録の義務）
- ④ 介護業務に関する品質の維持向上のため、日頃から多方面における知識の習得や介護技術の向上に努める。（品質向上の努力）

4. 年間定例行事等

※利用期間中における、レクリエーションや行事などは施設入居者と同サービスを提供する。

XII. 西第2地域包括支援センター

当圏域では総人口、高齢者人口ともに増大し続けている中、認知症や金銭問題から来る問題や、高齢者以外も巻き込んだ複合多問題がより顕著になって来ている。

そのような中、一昨年度から実施されている「介護予防ケアマネジメント検討会議」が回数を重ね、より自立支援・介護予防が推進されている。

また、昨年10月に堺市として超高齢社会に対応するために「地域包括ケアシステムの推進に関する条例」が制定され、「安心ですこやかに、いきいきと暮らせるまち堺」の実現に向けてスタートが切られたところでもある。

1. 基本方針

地域に住む住民が、住み慣れた町で、安心して生活を送れるよう、総合的な相談に応じるとともに、保健・医療・福祉サービスが総合的に受けられるよう、各関係機関と連絡調整をとり、QOLの向上を図ることを目的とし進めていく。

2. 事業内容

1) 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ 事業対象者及び要支援者に対して「自立支援につながる」視点を重視したケアマネジメントを実践する。
- ・ 当圏域の「介護予防ケアマネジメント検討会議」に参加及び協力をする。

2) 総合相談支援業務

- ・ 市全域、区単位、圏域単位それぞれに高齢者支援ネットワークを構築する。
*区単位では「高齢者見守りネットワーク」「高齢者虐待防止ネットワーク」「高齢者徘徊SOSネットワーク」「認知症支援ネットワーク」の構築に引き続き取り組み、地域が中心となる見守り体制を確立する。

3) 権利擁護業務

- ・ 日常生活自立支援制度、成年後見制度そして高齢者虐待防止法などの制度普及啓発活動を分りやすく、より広く行う。
- ・ 適切かつスピーディーなケース対応ができるよう、地域福祉課、保健センター、基幹

型包括支援センター、権利擁護サポートセンターなどと連携を深め、さらなるスキルアップを図る。

4) 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務

- ・ 地域のケアマネージャーと連携をとり、事業所訪問やケアマネ連絡会や研修会を適宜開催し、その内容の充実とスキルアップを図ると共に、困難事例も含め積極的かつ有効的に支援を行う。

3. その他

自立支援型のケアマネジメントを個別課題、地域課題ともに「地域ケア会議」の実施を通じ明確にし、インフォーマルを含めた他機関との対応策の検討から「地域包括ケアシステム」の価値ある構築を図っていく。

認知症の方の思いが尊重され自分らしく暮らしていくと同時に、ご家族の方も負担なく暮らしていく地域づくりのために、認知症疾患医療センターをはじめ、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、認知症カフェ、認知症サポートー等と有効的に深く連携していく。

XII. 生計困難者に対する相談支援事業

1. 基本方針

第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施することで、昨今の様々な厳しい社会問題が新たに広まっている現在、社会福祉法人の使命として、目に見える形で公益活動を実践していき、地域の援助を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援助を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できず、制度の狭間にいる方が経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用や物品等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

2. 事業内容

1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び相談支援活動

- ・ 社会貢献事業を実施するために、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域で様々な生活課題を抱える方の相談に素早く対応し、課題の解決に努める。

2) 経済的援助

- ・ 援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断し、コミュニティソーシャルワーカーは相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長はコミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

3. 連絡会・研修会

コミュニティソーシャルワーカーは、お互いの情報共有及び相談援助技術の向上を目的に各種連絡会、研修会に参加する。

- ・ コミュニティソーシャルワーカー連絡会
- ・ 相談援助技術研修会